

インサイダー取引規制の見直しについて

2012 年 9 月 25 日

経団連 経済基盤本部

1. 情報伝達行為への対応

情報伝達行為に対して規制を検討するにあたっては、金融支援や I R 活動における必要かつ正当な情報伝達行為に対して萎縮効果が働き、企業活動に支障が生じないように、留意すべきである。

仮に規制を導入するならば、インサイダー取引から離れた独自の犯罪行為類型とすべきではなく、伝達された情報に基づいて、実際にインサイダー取引が行われたことを要件とすべきである。

未公表の重要事実に基づいて取引推奨する行為についても、規制の対象とすべきだが、その場合も、当該推奨行為によって実際に売買が行われたことを要件とすべきである。

2. 課徴金額の計算方法

課徴金の額については、不当利得をはく奪すると言う基本概念から離れるべきではない。

一方、規制の実効性確保の観点から、現行の計算方法では行為の重大性に比し、課徴金額が低額に過ぎることには問題がある。

計算方法は、「売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額」として、当該取引における手数料に限らず、相手方との間に継続的な取引関係が存在する場合は、その間の取引の手数料を含めて計算することも考えられる。

3. その他見直しを行うべき事項

(1) 「知る前契約・計画」に関する適用除外の要件緩和・明確化

総論

自社株買い

従業員・役員持株会

(2) 公開買付時に関する規制緩和

(3) いわゆる「クロクロ規定」

(4) 公表概念の実質化

(5) その他

以 上